議案第３５号

伊丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和８年２月２５日提出

伊丹市長　中　田　　慎　也

理　由

兵庫県内における国民健康保険の保険料水準の統一に伴い，被保険者とする者の範囲を見直し，結核医療付加金を廃止するため。

伊丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第　　号）

伊丹市国民健康保険条例（昭和３４年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第４条を次のように改める。

（被保険者としない者）

第４条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治２９年法律第８９号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

第８条の２を削る。

付　則

（施行期日）

１　この条例は，令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に受けた医療に係る結核医療付加金の支給については，なお従前の例による。